

○事後審査型一般競争入札試行要領

平成22年3月26日市長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、岩見沢市が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務（以下「工事等」という。）のうち、制限付一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく一般競争入札において、入札参加資格審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型一般競争入札」という。）を試行するにあたり、別に定めがあるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 事後審査型一般競争入札の対象は、実施要領第2条第1項の規定により制限付一般競争入札を行う工事等のうち、岩見沢市工事等入札参加者指名委員会が適当と認めた工事等とする。

2 実施要領第2条第2項の規定は、前項の規定による事後審査型一般競争入札の対象となる工事等の認定に準用する。

3 事後審査型一般競争入札の執行は、岩見沢市電子入札システムを利用して行うものとする。

(公告)

第3条 市長は、入札の公告に当たっては、実施要領第3条に掲げる事項のほか、当該入札が入札参加資格審査を入札執行後に行う方式であることを周知するものとする。

(落札候補者の決定)

第4条 入札執行員は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者（同価で入札した者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせるものとする。）を落札候補者と定め、落札を保留とする。

(入札参加資格の確認)

第5条 落札候補者は、入札公告で定められた日時までに、実施要領第5条に規定する申請書類を市長に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

2 前項の規定による確認の結果、落札候補者が入札参加資格を有していないと認められたときは、入札執行員は、その者のした入札を無効とし、次に低い価格で入札した者から、順次、前項に定める手続きを行うものとする。

3 前2項により入札参加資格を有するものと認められたときは、入札執行員は、落札を決定し、岩見沢市電子入札規則（平成14年規則第15号）第10条の規定により落札者に通知するものとする。

（非資格者に対する通知等）

第6条 市長は、落札候補者が前条第2項の規定により入札参加資格を有しないものと認めたときは、当該落札候補者に対して、その理由を付した書面により通知するものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めのない事項については、実施要領の定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。